

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

令和元年8月  
総務省大臣官房個人番号企画室

### 1. 改正の理由

未来投資戦略2018において、被災者生活再建支援金の支給に関する事務等の情報連携を平成32年（令和2年）7月までに開始することとされました。

このため、都道府県知事の委託を受けて、同支援金の支給を行う被災者生活再建支援法人が地方公共団体情報システム機構に特定個人情報の提供の求め及び同情報の提供に係る電子計算機及び電気通信回線の一部の設置及び管理を行わせることができるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の改正を行うものです。

### 2. 改正の概要

(1) 被災者生活再建支援法人（※）が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に中間サーバーの設置に関する事務を委託することを、可能にする。

（※）被災者生活再建支援法では、都道府県知事は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を内閣総理大臣が指定する被災者再建支援法人に委託することができることとされている。支援法人には（公財）都道府県センターが指定されており、全都道府県が支援金の支給に関する事務の全部を当該法人に委任している

### 3. 施行期日

公布日

○総務省令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十条第一項及び第二十八条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任)  
 第四十九条 都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。)若しくは広域連合の長(同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。)又は被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人(次項及び次条第一項において「支援法人」という。)は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務(以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。)を行わせることができる。

〔一・二 略〕

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長又は支援法人をいう。以下この節において同じ。)は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

〔3 略〕

(交付金)

第五十条 委任都道府県知事等(支援法人を除く。)の統括する都道府県、市町村若しくは一部事務組合若しくは広域連合又は支援法人は、機構に対して、当該委任都道府県知事等又は当該支援法人が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十四条に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

〔2 略〕

(特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任)  
 第四十九条 都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次項において同じ。)若しくは広域連合の長(同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。)又は被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人(次項及び次条第一項において「支援法人」という。)は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務(以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。)を行わせることができる。

〔一・二 同上〕

2 委任都道府県知事等(前項の規定により機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わせることとした都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長をいう。以下この節において同じ。)は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を行わないものとする。

〔3 同上〕

(交付金)

第五十条 委任都道府県知事等の統括する都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、機構に対して、当該委任都道府県知事等が行わせることとした特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(法第二十四条に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務を除く。)に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。